

盗難実況見分調書の制定について（概要）

実況見分調書は、刑事訴訟法第193条第1項一般指示権に基づく昭和28年最高日記第66号司法警察職員捜査書類様式例、様式第40号によるものとされ、盗難被害発生届出のあった場合は、本様式による実況見分調書を作成することになっているが、従来の様式は相当熟練を要するのと、煩さなところより現場臨検はある程度実施されているにもかかわらず調書の作成が充分でないようにみうけられる。このため臨検犯として最も大切な侵入方法、現場の様相（犯人の無形の遺留資料）などいわゆる手口の詳細が記載されていないため捜査上多くの支障をきたしているのが実情である。

そこで、この様式を簡素化しさらに効率的効果をあげるための方法として盗難被害の実況見分に限って別紙様式によることが最も好ましいとの結論に至ったので、一般指示権の関係もあり一応金沢地方検察庁の諒解を受け成案をえたので、6月1日より本様式により実施することにしたから、左記のことからについて注意されると共に本様式採用の趣旨を徹底し、もって捜査技術の向上と能率昂揚に努められたい。

なお配布部数は 数とし、乙号用紙はその署で適宜印刷補充されたい。

記

- 1 この様式は甲乙1組とする。
- 2 屋内（外）盗の届出のあった場合は必ず現場に臨検して、この様式による実況見分調書を作成すること。
- 3 空白の記載事項は、証拠書類としての価値保持上臨検官の五感の作用によって感得した事項のみに止めその他被害者から聞知した事項（例えば容疑者の人相風体など）は別途捜査報告書によるものとする。
- 4 逃走経路などの略図は、現場見取図作成要領に従って作成するものとする。